

令和3年1月8日

緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び廃棄物  
処理業の業務継続について（依頼）

日頃から、本市の廃棄物の処理に御尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年1月7日付で改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」が神奈川県を含む1都3県に発令されました。本市といたしましても、市民生活を守ることを優先するため、ごみの収集など万全を期して継続するよう取り組む必要があると考えております。

廃棄物処理は、市民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

つきましては、廃棄物処理事業者の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策としてマスクの着用及びアルコール消毒の徹底等に努めていただくとともに、密閉、密集及び密接となる場면을避けるなどの対策を行い、廃棄物処理が安定的に継続して実施されるようお願いいたします。

また、廃棄物処理業の許可申請につきまして、窓口を持参していただくこととしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、郵送での受付も実施しておりますので、希望される場合は下記連絡先まで御連絡ください。

環境局生活環境部廃棄物指導課  
電話 044（200）2593  
FAX 044（200）3923